

チベット支配初期の敦煌史に関する新史料 —— IOL Tib J 915 と IOL Tib J 292(B)*

岩尾一史

1. 問題の所在

本稿で主に扱うのは、大英圖書館蔵のスタイン蒐集敦煌出土チベット語文書コレクション中にある未出版の漢語文書二断片、IOL Tib J 915 と IOL Tib J 292 (B) である。筆者は大英圖書館滞在時にこの二断片の存在に気づき、テキストを讀解してみて、兩断片が元來は一枚の文書であること、そのテキストの内容が有名なチベット支配期の漢語訴訟文書 S.5812 『丑年八月沙州女婦令狐大娘牒』と酷似すること、またその兩者を比較することによって敦煌史上に残る幾つかの問題点を解決できることが分かった。そこで本稿ではまずこの二断片の内容と特徴を紹介し、次いで S.5812 との関係进行分析し、最後に二断片の比較を通じて敦煌史上に残る幾つかの問題点について私見を述べる。

2. IOL Tib J 915 と IOL Tib J 292(B)

2.1 文書の情報

IOL Tib J 915 (以下、ITJ915) はチベット語文書と漢語文書を貼り合わせたもので、その寸法は 26.2 cm x 13.6 cm (縦 x 横) である。筆者が文書を実見したところ、チベット語文書、漢語文書兩方の文字のある面同士を内側にして貼り合わせていた。すなわち文字面を内側にして貼り合わせているのであるから、元々は文字は見えないようになっていたのだが、紙の一部が剥落した結果、内側にあった

*本稿を作成する過程で高田時雄京都大學人文科學研究所教授をはじめとする諸先生より多くのコメントをいただいた。記して謝す。なお言うまでもなく、本稿に残された誤りは筆者の責任に歸す。

漢語面、チベット語面が一部見えるにいたったのである。つまり、ITJ915のrectoからみると、手前にあるのは漢語文書であり（見えているのは漢語文書の裏面である）、奥にあるのがチベット語文書である（見えているのは表面）。逆に verso からみると、手前がチベット語文書、奥が漢語文書である。どういう目的でこのような貼り合わせ方をしたのか必ずしも明確ではないが、不要になった反故紙を利用して両面に書き入れのない用紙を作成したのかもしれない¹。

とにかく本稿の関心である漢語面について述べると、文字は紙が剥がれた部分のみならず、裏側からも所々透けてみえているから、ある程度は読むことができる²。特に IDP (International Dunhuang Project)³では、デジタルカラー写真と特殊処理されたデジタル白黒写真を公開されているから、これらを利用した結果、漢語テキストが合計6行あることを確認できた。釋文は後掲する。

一方の IOL Tib J 292(B) (以下、ITJ292B) は、寸法が 24.6 cm x 14.7 cm (縦 x 横) である。上邊の一部と下邊が完存するが、左右邊は失われている。文字は表のみに記され、裏は白紙である。漢語テキストは8行確認されるが、ただし初めの一行は残畫のみである。

さて、ITJ915 と ITJ292B を比較すると、その字の姿や形式がほぼ同じであることが分かる。果たして、後述するように ITJ915 と ITJ292B の漢語文書は明らかに接続する。さらにその接続したテキストは、チベット支配期の漢語訴訟文書 S.5812 『丑年八月沙州女婦令狐大娘牒』 (以下、『令狐大娘牒』) と非常に似ている。具體的には、ITJ915 は『令狐大娘牒』の1-8行と、ITJ292B は9-17行とそれぞれ対応するのである⁴

今、ITJ915 と 292B (以下、ITJ915+ITJ292B) の釋文をまず掲げ、参考のため

¹あるいは龍鱗装の用紙として作成された可能性がある。両面に書き入れ可能かつ適度な強度をもつ本断片のような用紙は、龍鱗装のような用途に適していたであろう。龍鱗装については高田 2002: 244-248 を参照されたい。

²なおチベット語文書は16行確認できる。その内容は佛典のようであるが經典名を同定するまでには至らなかった。

³<http://idp.bl.uk/>

⁴ただし、ITJ292B に関して不審な点の一つある。それは、當断片に B なる子番號が付されていることである。同じ親番號をもつ IOL Tib J 292 (A) (以下、ITJ292A) はチベット語大乘佛典の断片である。この A と B が元來どのような関係にあったのか、必ずしも明確ではない。大英圖書館所藏敦煌チベット語文書のカタログである de la Vallée Poussin (1962: 96) には、No. 292 という番號で ITJ292A が登録されているものの、B の存在には全く言及していないし、同カタログ巻末に付された榎一雄氏作成のチベット語文書中に見える漢語テキストのカタログにも、B の存在は言及されていない。

しかしながら、實際のところ ITJ292A と ITJ915 のチベット文を比較すると、明らかに同じ字體で記されているのである。では、ITJ292A と 915 のチベット文もやはり接続するのかどうか、また ITJ292A と B の関係は如何なるものか、検討すべき課題である。

に『令狐大娘牒』の釋文を付す⁵。圖版1も参考にされたい。なお、釋文中の{ }は、行外の補足である。

2.2 ITJ915 + 292B の釋文

(ITJ915)

01: [……] 相羅織人張鸞 > 舍半分

[……]

家、惣無馮據、後閭朝上 [……]

不是他分、構扇見人強理能 [侵奪、請] [……]

02: 論悉歿□來日、百姓論宅舍不定、遂留方印、已後見住 [……]

03: 又論莽羅□將方印來、停子頭、處分百姓田園舍宅依舊、亦不許侵奪論 [……]

04: 先尊嚴翁家在日、南壁上有 [……] 分裏門向北 [……] 鸞阿耶 [……]

05: □□穩便 換將造堂□□尊嚴翁家、亦收門頭廡舍、着畜生。經四五年張 [……]

06: 鸞阿耶□無論理、及至後□嫁女與□□得他擱乃 [……]

(ITJ292B)

07: 還奪廡舍、□□□城和已來、吳全着馬。後郭歲達吳全向東出、後

08: □廡舍當{時}尊嚴翁收掌、着畜生、經七八年、後置三部落了、監軍借園

09: 鸞 > 堂一・南房一・厨舍一・小廡舍共四口、又更借尊嚴廡舍草院着馬、經五

10: 年、監軍死後、兩家各自當頭收本分舍、更無言語論理、今年張鸞

11: □不向舊處開便、侵尊嚴分裏、已理{共}語即稱、須共你分却門道、量度分

12: □盡張鸞。及其分了、即道、廡舍草院、亦是我合得、教亂公牙上下、既你

13: [……] {阿} [……]

2.3 S.5812 『令狐大娘牒』

01: 絲綿部落無賴楨 (=顛) 相羅識 (=織) 人張鸞 > 見住舍半分

尊嚴舍、惣是東行人舍收得者、爲主居住、兩家

惣無馮據、後閭開府上、尊嚴有文利、四至內草

院、不囑 (=屬) 張鸞分、強構扇 (=煽) 見人侵奪、請檢虛實

02: 一 論悉諾息來日、百姓論宅舍不定、遂留方印、已後見住爲

⁵ 『令狐大娘牒』の研究には、藤枝 1961: 212-217 があり、優れた和譯が付される。代表的な釋文には、上述の藤枝論文以外、池田 1972: 36-37, n.5、唐・陸 1986-90: vol.2, 287-288 がある。本稿では筆者の文書實見時のノートおよび IDP の畫像に基づいて釋文を作成し、さらに池田 1972: 36-27, n.5 に依據して音通字を (=) にて付した。

03: 主不許再論者。 又、論奔羅新將方印來、於亭子、處分百姓
 04: 田園舍宅依舊、亦不許侵奪論理。
 05: 右尊嚴翁家在日、南壁上有厨舎一口、張鸞分内、門向北開
 06: 其時張鸞父在日、他取穩便、換將造堂舎了。尊嚴遂收門
 07: 廡舎、充造堂地替、便着畜生。經四五年、張鸞阿耶 (= 翁) 更無論理。
 08: 及至後時嫁女與吳詮、得他勢便、共郭歲達相知、設計還
 09: 奪廡舎。將直至蕃和已來、吳詮着馬。後吳詮向東、後其廡
 10: 舎、當時尊嚴自收、着畜生。經七八年、後致三部落
 11: 了、監軍借張鸞堂一・南房一・厨舎一・小廡舎共四口、又借
 12: 尊嚴廡舎草院着馬。亦經五六年、監軍死後、兩家
 13: 各自收本分舎、更無言語論理。今經一十八年、昨四月内、
 14: 張鸞因移大門、不向舊處安置、更侵尊嚴地界。已理
 15: 共語、便稱、須共你分却門道、量度分割、盡是張鸞。及至分
 16: 了、并壘牆了。即道、廡舎草院、先亦不囑 (= 屬) 杜家。此人 擾攪^レ
 17: 公衙。既若合得、縁何經廿年已上不論。請尋問。
 18: 右件人、從上已來、無頼有名、欺尊嚴老弊、婦人無處識
 19: 故、又不識公衙道理、縱有言語、亦陳說不得、向裏換舎、子
 20: 細外人不知、竝舎老人委知。南壁上將舎換廡舎、其張
 21: 鸞所有見人、共他兄弟相似、及是親情、皆惣爲他說道理。
 22: 又云、你是女人、不合占得宅舎、氣 (= 豈) 有此事。絲綿部落
 23: 人論事、還問本部落見人爲定、自裁自割、道理自取。
 24: 尊嚴婦人說理不得、論若後母憐兒乳、亦終當不
 25: 與。伏望 殿下仁明、詳察處分
 26: 牒 件 狀 如 前 謹 牒
 27: 丑年八月女婦令狐大娘 牒

3. テキストの関係と異同

一見して明らかなおり、兩テキストは非常に似通った内容を持ち、語句も大體において一致する。また、標題とその下に細字三行の註がつくなど、書式も一致する。

しかし注意すべきは、両者の異同である。例えば標題についてみてみよう。ITJ915+292B において「[……] 相羅織人張鸞 > 舎半分」だが、『令狐大娘牒』において

は「絲綿部落無頼楨相羅識人張鸞>見住舎半分」とあり、「見住」が挿入されている。また、細字三行においても「閻朝」(ITJ915+292B)、「閻開府」(『令狐大娘牒』)とある。ITJ915+292Bの第2行では「論悉歿□」とあるチベット人官僚が、『令狐大娘牒』では「論悉諾息」と現れる。さらに本文中に入れば大小のテキスト異同は枚擧にいとまが無い。

一方で両テキストの書字を比較すると、『令狐大娘牒』の方が丁寧に書寫されたことは明らかである。『令狐大娘牒』は第16行末尾の二文字「攪擾」の横に反轉記號がある位で、その他に目立った文章の修正が見られない。一方、ITJ915+292Bにはいくつか小字で補った箇所があり、例えば第8行の「當」と「尊嚴」の間には小字「時」が補われ、第11行の「理」と「語」の間には小字「共」が補われている。また第13行のテキストはほとんど失われているが、唯一小字の「阿」が補足されていることだけは確認できる。総じて言うと、テキストの完成度に関しては、『令狐大娘牒』の方が高く、ITJ915+292Bの方は低い。つまるところ、ITJ915+292Bは『令狐大娘牒』作成の過程における下書きの類いと考えられるのである。

もし上の考えが正しいとすると、つまり両テキストの存在は訴訟文作成の過程を示していることになり、それ自體が大變興味深い。しかしその検討はさて置きたい。むしろ本稿で注目したいのは、両テキストの異同である。テキストの異同によって、敦煌史上に残る幾つかの問題点を解決することができるからである。以下、それらについて述べよう。

4. テキストの異同と敦煌史上の未解決問題

4.1 閻開府と閻朝

まず、『令狐大娘牒』の細字注第1行に現れる、閻開府なる人物についてみよう。閻開府はP.ch.3774(以下『龍藏牒』)にも現れており、藤枝(1961: 242)はチベット支配末期～歸義軍期にかけて部落使の位にあった閻英達と同一人物である、とした。

しかし陳(1985: 5)はむしろ閻開府とは閻朝のことである、とする。閻朝とは、沙州節度使であった周鼎を殺害して敦煌を支配し、10年ほどチベットに抵抗し続けた人物である。最終的にはチベットの包圍戦に屈して降城したが、チベット支配下においても引き続き敦煌を支配していたが、チベットへの謀反を疑われ、ついには毒殺されたのであった⁶。

⁶『新唐書』卷216下吐蕃傳。「始、沙州刺史周鼎爲唐固守、贊普徙帳南山、使尚綺心兒攻之。鼎請救回鶻、踰年不至、議焚城郭、引衆東奔、皆以爲不可。鼎遣都知兵馬使閻朝領壯士行視水草、晨

閻開府を閻英達とみるか閻朝とみるかによって、時代が60年ほど前後することになり、文書の年次比定において重要な問題である。この問題は、我々の文書によって解決することができる。先述のとおり冒頭の細字三行において『令狐大娘牒』では「閻開府」とある。しかしITJ 915+292Bでは、該當箇所が「閻朝」とある。すなわち、閻開府とは閻朝その人であることがここに確認されるのである。ただし、この開府たる稱號が閻朝自身が稱したことによるものか、それともチベットが與えたものなのかは未詳であり、後考を俟つ⁷。

4.2 「城和」と「蕃和」

ITJ915+292Bの第7行には、「城和已後」とあり、『令狐大娘牒』で對應する箇所は第9行の「蕃和已來」とある。この城和／蕃和とは何を指すのか。蕃和というからには、チベットとの和平を指すに違いないのであるが、問題はその和平がどの歴史的な事件を指すかである。

初めて『令狐大娘牒』を紹介した藤枝(1961: 212-216)は、「蕃和」を821年の唐蕃會盟のこととし、この比定を基に、『令狐大娘牒』の紀年である丑年を833年とした。

しかし池田(1972: 37, n.6)は、「蕃和を建中の會盟あるいは敦煌平定完了とみて、丑年を龍藏牒 [= P.ch.3774 筆者注] と同じ年八二一に比定した方が無理はないと思われる」と述べた。

一方、『龍藏牒』にはやはり「番和之日」なる語が現れ、池田(1972: 37, n.6)は、この語と同文書中に現れる唯一の干支「丙寅年(786)」⁸が「敦煌平定と一定の關係を有するが如く解される」と述べた。そうすると、この番和之日と『令狐大娘牒』の「蕃和」が同一のことではないかとみる向きが現れるのは必然であるが、池田自身は両者が同一であるとまで指摘しなかった。おそらくのところ、『令狐大娘牒』中の「蕃和」が指すものが當時明確でなかったために、慎重な姿勢を保ったのであろう。

一方、史(1983: 132)や陳(1985: 5)は、「蕃和」(『令狐大娘牒』)と「番和之日」(『龍藏牒』)を特段の考察もなく同一視しているのであるが、必ずしもその見

入謁辭行、與鼎親吏周沙奴共射、彀弓揖讓、射沙奴即死、執鼎而縊殺之、自領州事。城守者八年、出綾一端募麥一斗、應者甚衆。朝喜曰、民且有食、可以死守也。又二歲、糧械皆竭、登城而諱曰、苟毋徙佗境、請以城降。綺心兒許諾、於是出降。自攻城至是凡十一年。贊普以綺心兒代守。後疑朝謀變、置毒韃中而死。州人皆胡服臣虜、每歲時祀父祖、衣中國之服、號慟而藏之。」

⁷なお、閻朝はまた閻使君としてもS.5697に現れることが知られる(藤枝1961: 209)。

⁸「去丙寅年、至昨午年三十年間、伯>私種田三十畝、年別收斛斗三十駄已上、竝寄放合計一千駄、盡是大哥收掌。」

解に直接的證據があるわけではなかったのである。

この問題は當然ながらチベットが敦煌を陥落させた年次とも関係する。敦煌陥落年次について長い議論があることは周知のとおりであるが、この「蕃和」とは何なのかを具体的に明らかにすることができれば、陥落年次問題の解決に資することができるであろう。では、問題の箇所は新出の ITJ915+292B によってどのように解釋できるだろうか。

さて、『令狐大娘牒』で「蕃和」とある箇所が、ITJ915+292B では「城和」とある。「城和」とあるからには、これは無論のこと降城を指すに違いないのであり、決して敦煌から遠く離れたところで行われた會盟をさすのではない。そうすると、文脈に最も沿うのは、敦煌城陥落ということになるのである。『新唐書』の記事にも敦煌がチベットに降ったのは 11 年の攻城戦の後であったと述べているから、まさに「城和」と一致するのである。そして『令狐大娘牒』中の「蕃和」が敦煌陥落であることが分かった今、『龍藏牒』の「番和」とも同一の事件であることは確實である。すなわち、今や我々は蕃和／城和／番和がすべて敦煌陥落のことを指すとみてよいのである。

でじゃ。その敦煌陥落が何年のことであるか。この問題については長年の議論があり、本稿において諸説の當否を論ずる餘裕はない。ただし筆者は諸説のうちでも 786 年説が最も妥當であると考えてるので、本稿でも蕃和／城和／番和 = 786 年として考えたい⁹。

4.3 致三部落了監軍

最後に『令狐大娘牒』に現われる術語、「致三部落了」を検討したい。藤枝 (1961: 245) は、『令狐大娘訴狀』にも、その第 12-13 行に「致三部落了監軍借堂一」とあり、この「致」が動詞によむべきものであるならば、「沙州の三部落」と呼ばれるものが存していたことになる」と述べた。その後、「致」がどのような意味であったかは今まで明確にされてこなかった。甚だしきは「致三部落」を部落の名稱と解釋し、これをチベット中央の中ルに屬する軍千戸 phyugs tshams の音寫であるとみなす向きもある¹⁰。

⁹敦煌陥落年次については長年の議論があったが、一旦は 786 年に落ち着いた (上山 1990: 30)。しかし最近 Horlemann 2002 をはじめとする幾つかの異論が提出されており、再考する必要がある。本文でも述べたとおり筆者は現段階において 786 年説が最も妥當と考えるが、その詳細については他稿を準備中であり、本稿では述べない。

¹⁰楊 1997: 22, 24; 陸 2009: 88。陸は S.3287v に現れる「擘三部落」と「致三部落」とを同一視し、「致」とは「擘」の誤寫である、と片付ける。しかしそれはあまりに強引な見解と言わざるを得ない。なお、「擘三部落」の「擘三」は藤枝以降 phyugs tshams の音寫であるとされてきたが、

では、ITJ915+292B の該当箇所ではどうかというと、「置三部落了」とある。すなわち「致」が「置」に置き換わっている。「置」は明らかに動詞として解釈すべきであるから、つまり『令狐大娘牒』の「致」も動詞として読むべきなのである。従って、藤枝氏の推察どおり、この箇所は「三部落に致した／置いた」と読むべきである。

なお三部落の直後に「了」が現れる。藤枝氏の釋文（藤枝 1961: 214）以降、「了監軍」として了を監軍に付け、あたかも了という名の監軍であるかのように解釋されてきたが、おそらく誤りである。「了」は『令狐大娘牒』の別の箇所（第 6 行）で「換將造堂舍了」とあるとおりの完了の助詞としてみえるのであるから、問題の箇所でもやはり同様に讀んだ方がよい。なおチベット支配下の「監軍」とはおそらくチベット語文書に現れる官職チェン (sphyan)、すなわち「御目付」と関係する。『新唐書』吐蕃傳上にて「都護一人、曰悉編掣逋」とあり、悉編掣逋は明らかに sphyan ched po 「大御目付」の音譯である（佐藤 1958-59: 721-722）。さらに、S.542 verso (8) の第 188 行には「悉邊」なる語が現れるが、まさしく sphyan の漢字音寫なのである。この役職は「ル長のチェン」や「萬戸長のチェン」(ru sphyan, khri sphyan: P.t.1089, ll.37, 80; cf. Lalou 1955, 山口 1981)¹¹や「ツェジェ（節兒）のチェン」(P.t.1089, l.54)、また「將軍のチェンである論タクジク」(dmag dpon sphyan blon stag zig: P.t.1104, l.6; cf. Takeuchi 1995: 226) というように様々な役職に併設されたのである¹²。ただし、監軍が具體的にどの武官についてのかは不明である。

さて、「致三部落」を「三部落に致す」と解釋するのが正しいとすれば、次の問題は、この出來事が何時おきたのか、ということである。今、『令狐大娘牒』に言及された事件を ITJ915+292B で補いつつ時系列に沿って並べると、次のようになる。

不明：尊嚴（令狐大娘の義父で杜氏）と張鸞の父が、尊嚴側の厨舎と張氏側の門の廡舎とを交換。

明らかに擘と phyugs では音が合わない。そこで楊 1986 がむしろ「擘」を動詞的に解釋して「三部落にさく」と読むべきである、と指摘し、Takeuchi 1994: 858, n.11 ならびに岩尾 2003: 13 も贊成するところとなったのである。ところが陸は、古チベット語の phyugs の發音は擘と合致するはずであると主張し、擘三部落とはやはり phyugs tsams のことである、と言うのである。しかし、陸 (2009: 88) の「phyugs 先發 Pha 音，再發 ya 音（讀成 j 或接近漢語的介音 i），然後發 ugs 之音，讀音相當“破”，與“擘”字宋代讀音“補革切”非常接近」という説明には納得できない。さらに、S.3287v の「擘三部落」が現れる箇所の前後の文をみると、「午年擘三部落口及已後新生口如前」とあり、楊のように「三部落にさいて」と解釋する方が「午年に三部落に分けた【ときの】戸口ならびにそれ以降に生まれた戸口は先の通り」と無理なく讀むことができるのである。

¹¹P.t.1089 の最新のテキストや先行研究については、Old Tibetan Documents Online (OTDO: <http://otdo.aa.tufs.ac.jp/>) を参照されたい。

¹²また sphyan については Takeuchi 1995: 230 の dmag dpon sphyan blon stag zig 項も参照されたい。

4、5年後：「蕃和/城和」の年（786）。張家と組んだ呉詮が尊嚴の廡舎を奪い、そこで馬を飼う。

その後：呉詮は東に行き、父が廡舎を回収し、家畜を飼う。

7、8年後：三部落が置かれ、監軍が廡舎を含む張鸞・杜家兩家の土地を借りて馬を飼う。

5、6年後：監軍死ぬ。兩家がそれぞれ自分の土地を取り返す。

18年後：丑年4月、張鸞が門を移動させ、尊嚴の地に入り込んでくる。

4ヶ月後：丑年8月、令狐大娘が訴状を提出する。

蕃和/城和の年を786年とすると、『令狐大娘牒』が記された丑年8月はそれより30～32年後+ α になるから、池田(1972)や陳(1985: 6)の述べる通り当該文書の紀年である丑年は821年しかない。そこで丑年(821年)から三部落が置かれた時期を計算してみると、821年よりも23、24年前であるから797、8年前後ということになるのである。また呉詮たちが東に行ったのは、790年前後ということになる。

さて、残る問題は、797、8年前後に置かれた三部落の内譯についてである¹³。チベット支配下の敦煌では幾つかの部落が置かれたが、そのなかには民戸部落や軍の千戸も含まれており、またその設置年代は錯綜している。解決のためには関係するチベット語文書、漢語文書を総合的に見直して再解釋することが必要であり、本稿のみで扱いきる問題ではない。今、三部落が置かれたのが797、8年前後であるということを指摘するだけにとどめ、三部落の内譯については稿を改めて論じたい。

5. 結語

以上、述べたことをまとめれば、次のようになる。

¹³三部落なる語はS.3287vにも現れるが、ここでは「午年、三部落に撃く」と現れ、『令狐大娘牒』に現れる797、8年前後(すなわち、丑、寅年前後)に置かれた三部落とは別年である。筆者は先稿(岩尾2003)にて漢語文書に現れる「三部落」の内譯を、敦煌に置かれた三つの軍千戸(トンサル stong sar、ゴーサル rgod sar、ニンツォム snying tshoms)と同一視していたが、しかしそれは早計であった。そもそも、絲綿部落が民戸の集團であって軍千戸ではない様に(岩尾2003: 20-22)、漢語の「部落」が必ずしも軍千戸を指すとは限らないのである。ただし先稿で示したとおりDx1462+P.ch.3862に現れる「行人三部落」は明らかに三つの軍千戸である。いずれにせよ、この問題はチベット支配期の敦煌の年代決定とも密接に関わる問題であり、別に検討する必要がある。

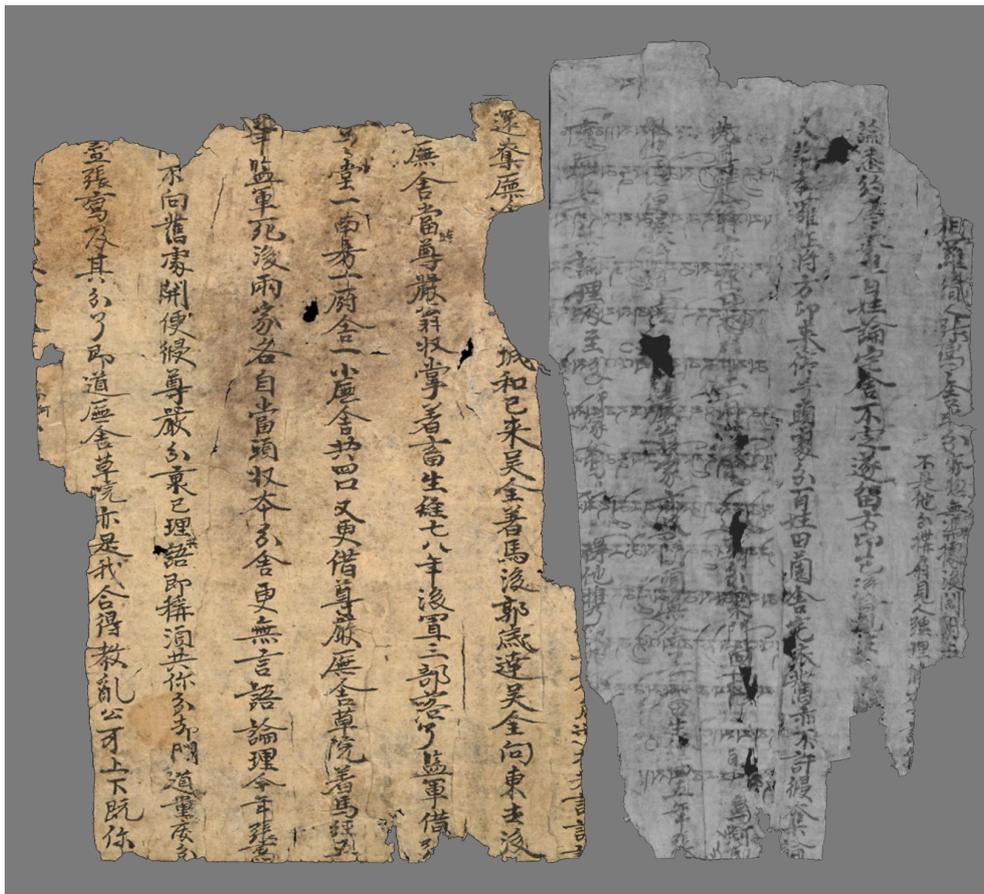
- ITJ915 と ITJ292B は元來一點の漢語文書であり、舍宅をめぐるチベット支配期の漢語訴狀『令狐大娘牒』(S.5812) と内容を一にする。
- 『令狐大娘牒』には修正がほとんど見られないのに對し、ITJ915+292B には加筆修正の跡が目立つ。そこで、ITJ915+292B は『令狐大娘牒』より前段階の草稿であると考えられる。
- 兩者の相違點から、敦煌史上今まで推定されてきたこと二點が證明できる。まず、閻開府=閻朝である。次に、『令狐大娘牒』に現れる「蕃和之日」とは長慶の會盟でも建中の會盟でもなく、敦煌陷落のことを指し、『龍藏牒』に現れる「番和之日」と同一である。
- 『令狐大娘牒』が作成されたのは、821 年である。
- 『令狐大娘牒』の「致三部落了監軍」とは、「三部落を置いた後、監軍が」と解すべきである。三部落が置かれたとあるのは 797、8 年前後と考えられる。

参考文献

- [池田 1972] 池田温「丑年十二月僧龍藏牒——九世紀初敦煌の家産分割をめぐる訴訟文書の紹介」、山本博士還曆記念東洋史論叢編纂委員會（編）『山本博士還曆記念東洋史論叢』、東京：山川出版、25-38。
- [岩尾 2003] 岩尾一史「吐蕃支配下敦煌の漢人部落——行人部落を中心に」『史林』第 86 卷第 4 號、1-31。
- [上山 1990] 上山大峻『敦煌佛教の研究』、京都：法藏館。
- [佐藤 1958-59] 佐藤長『古代チベット史研究』上・下、京都：東洋史研究會、第二版、京都：同朋舎、1977。
- [史 1983] 史葦湘「吐蕃王朝管轄沙州前後——敦煌遺書 S 一四三八背 < 書儀 > 殘卷的研究」『敦煌研究』創刊號、131-141。
- [高田 2002] 高田時雄「敦煌韻書の發見とその意義」、高田時雄（編）『草創期の敦煌學』、東京：知泉書館、233-248。
- [陳 1985] 陳國燦「唐朝吐蕃陷落沙州的時間問題」『敦煌學輯刊』1985-1、1-7。
- [唐・陸 1986-90] 唐耕耦・陸宏基（編）『敦煌社會經濟文獻眞蹟釋錄』全 5 輯、北京：全國圖書館文獻縮微複製中心・古佚小説會。

- [藤枝 1961] 藤枝晃「吐蕃支配期の敦煌」『東方學報・京都』第31冊、199-292。
- [山口 1981] 山口瑞鳳「沙州漢人による吐蕃二軍團の成立と mKhar tsan 軍團の位置」『東京大學文學部文化交流研究施設研究紀要』4、13-48。
- [楊 1986] 楊際平「吐蕃子年左二將戸狀與所謂“擊三部落”」『敦煌學輯刊』1986年第2期、19-23。
- [楊 1997] 楊銘『吐蕃統治敦煌研究』臺北：新文豐出版公司。
- [陸 2009] 陸離「吐蕃統治敦煌時期的“行人”、“行人部落”」『民族研究』2009年第4期、85-04。
- [Horlemann 2002] Horlemann, B, “A re-evaluation of the Tibetan conquest of eight-century Shazhou/Dunhuang.” In: H. Blezer (ed.) *Tibet, Past and Present, Tibetan Studies I, PIATS 2000: Tibetan Studies: Proceedings of the Ninth Seminar of the International Association for Tibetan Studies, Leiden 2000*, Leiden - Boston - Koln: Brill, 49-66.
- [Lalou 1955] Lalou, Marcelle, “Revendications des fonctionnaires du grand Tibet au VIIIè siècle,” *Journal Asiatique*, 243: 171-212.
- [de la Valée Poussin 1962] de la Valée Poussin, L., *Catalogue of the Tibetan Manuscripts from Tun-huang in the India Office Library*, Oxford: Oxford University Press.
- [Takeuchi 1994] Takeuchi Tsuguhito, “TSHAN: Subordinate Administrative Units of the Thousand-districts in the Tibetan Empire”. In: Kvaerne, Per (ed.), *Tibetan Studies: Proceedings of the 6th Seminar of the International Association for Tibetan Studies, Fagernes 1992*, vol. 2, Oslo: the Institute for Comparative Research in Human Culture, 848-862.
- [Takeuchi 1995] Takeuchi Tsuguhito, *Old Tibetan Contracts from Central Asia*, Tokyo: Daizo shuppan.

(筆者は神戸市外國語大學客員研究員・非常勤講師)



IOL Tib J 915 + IOL Tib 292B
 (by courtesy of the British Library)

International Dunhuang Project で公開されている IOL Tib J 292 と IOL Tib J 915 の寫眞を、文字を讀みやすくするために加工した (岩尾)